

令和 8 年試験

論文式試験問題

租 税 法

注 意 事 項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等，これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては，試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで，配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には，応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等，適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合，直ちに退室を命ずることがあります。

3 試験問題

- ・試験開始の合図後，直ちに頁数(全 21 頁)を調べ，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後，直ちに頁数(全 6 頁)を調べ，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては，ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合／答案用紙に記入した文字(数字を含む。)の判読が困難な場合，採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は，採点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後，目視で受験番号及び氏名を確認し，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後，各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後，直ちに筆記用具を置き，答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
 - ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで，絶対に席を立たないでください。
 - ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は，直ちに挙手し，試験官に申し出てください。
- 試験官に回収されない場合，いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後，持ち帰ることができます。
- なお，中途退室する場合には，持ち出しは認めません。必要な場合は，各自の席に置いておきますので，試験終了後，速やかに取りに来てください。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100 点) { 第 2 問とあわせ }
時 間 2 時間

第 1 問 (40 点)

問題 1 次の事案について、以下の **問 1** ～ **問 4** に答えなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法及び租税条約は考慮しないものとする。

A 社は、不動産業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)である。A 社の資本金の額は 10 億円である。A 社は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を事業年度としている。以下では、令和 7 年 4 月 1 日に開始する事業年度を、令和 7 事業年度というように表記する。A 社の消費税の課税期間については、事業年度と同じとする。A 社は、消費税の課税事業者(適格請求書発行事業者)であり、簡易課税制度の適用を受けていない。なお、A 社の令和 7 課税期間に係る基準期間の課税売上高は 30 億円を超えている。

A 社は、令和 3 事業年度から投資事業の一環として暗号資産甲(市場暗号資産に該当し、特定譲渡制限付暗号資産及び特定自己発行暗号資産に該当しないもの)を自己の計算において保有している。令和 7 年 10 月 1 日、A 社は保有する甲の一部(帳簿価額 8,000 万円)を 1 億 2,000 万円(通常得べき対価の額)で売却する契約をし、同日譲渡した。なお、上記帳簿価額は、法定の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に従って算出された金額である。(事実①)

A 社が令和 8 年 3 月 31 日時点で保有している暗号資産は甲のみであり、同日における甲(帳簿価額 2,000 万円。評価方法は同上。)の時価法による評価額は 1,500 万円であった。なお、令和 7 事業年度中には上記譲渡以外の取引はない。(事実②)

A 社は、不動産業の集客拡大を目的として、インターネットのウェブサイト上に広告を出すことを社内で決定した。広告先を検討したところ、事業者向けにインターネット広告の掲載をする事業を営んでいる外国法人 B 社(外国に本店を有し、日本国内に支店等を設けていない。また、プラットフォーム事業者に当たらない。)が候補に挙がった。そこで、A 社は B 社にインターネット広告の掲載を依頼した。B 社は、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで A 社の広告を掲載し、その代金を受領した。(事実③)

A 社は、使用人である P(居住者である個人であり、法人税法 2 条 15 号に規定する役員に当たらない。)に対して、令和 7 年 1 月から 12 月までの 1 年間に合計 840 万円(月額 70 万円)の給与を支払った。P は、令和 7 年 4 月から、弁護士になることを目指して C 大学の法科大学院に通学している。A 社は、P が弁護士となれば A 社の事業にとって有益であると考え、P が法科大学院修了後 3 年間は A 社に勤務することを条件として、P が令和 7 年度に C 大学に支払う学納金のうち 100 万円について、令和 7 年 12 月分の給与に加算して P に支払った。(事実④)

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

問 1 事実①の甲の譲渡について、A 社において、法人税法上、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 2 事実②の A 社が保有している甲について、A 社において、法人税法上、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 3 事実③について、B 社が受領した代金は、B 社において、消費税法上、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

問 4 事実④について、A 社から P へ支払った給与等は、P において、所得税法上、どのように取り扱われるべきか。根拠条文を示しつつ述べなさい。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

問題 2 次の事案について、以下の **問い** に答えなさい。

A 社、B 社及び C 社は、全て製造業を営む内国法人たる株式会社(普通法人)であり、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を事業年度としている。以下では、令和 7 年 4 月 1 日に開始する事業年度を、令和 7 事業年度というように表記する。A 社の消費税の課税期間は、事業年度と同じである。A 社は、消費税の課税事業者(適格請求書発行事業者)であり、簡易課税制度の適用を受けていない。なお、A 社の令和 7 課税期間に係る基準期間の課税売上高は 150 億円を超えている。

A 社は、B 社及び C 社の発行済株式の 100 % を保有している。なお、上記のほかに、A 社、B 社又は C 社のいずれかとの間に完全支配関係にある普通法人等は存在しない。

B 社及び C 社は、令和 7 年 9 月 20 日を効力発生日として B 社が C 社を吸収合併する契約を締結し、同日、C 社が保有する資産及び負債は全て B 社に移転した。C 社の株主であった A 社には、B 社株式が交付された。なお、上記合併においては、B 社株式以外に金銭その他の資産の交付は一切なかった。合併後も A 社は B 社株式を継続保有することが見込まれており、現に継続保有している。

令和 7 年 10 月 10 日、A 社は、自社が所有する甲土地及び乙建物を信託財産とし、D 信託銀行を受託者、A 社を受益者とする信託契約を締結した。D 信託銀行は、乙建物を事業用建物として賃貸し、令和 8 年 3 月 31 日、令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの賃料を受領した。同日、D 信託銀行は、それに係る収益を A 社に信託配当金として交付した。なお、A 社は受益者としての権利を現に有するものに当たる。

A 社は、新たに事業用機械装置を導入し、令和 7 年 11 月 1 日、旧型となった丙機械装置を A 社の取締役 P(居住者である個人)に譲り渡した。丙機械装置の同日の時価は 600 万円であったが、同日の帳簿価額である 200 万円でこれを譲り渡した。時価と代金の差額である 400 万円は、P の職務執行の対価としての性質を有する経済的利益に当たる。なお、A 社はこれに関して税務上の届出を何らしていない。

令和 7 年 2 月 10 日、P はふるさと納税を行い、同年 4 月 10 日に 80 万円相当の返礼品を受領した。P の令和 7 年中の他の収入及びふるさと納税に関する支出を考慮する必要はない。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

問い 次の税務処理に関する①～⑤の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を、答案用紙の「○×欄」に記入しなさい。また、正しいものにはその根拠条文を、誤っているものには正しい税務処理及びその根拠条文を、答案用紙の「記述欄」に記入しなさい。なお、同族会社等の行為計算否認規定及び組織再編成に係る行為計算否認規定の適用はないものとする。また、租税特別措置法、租税条約及び政令は考慮しないものとする。

- ① B 社及び C 社の合併に関し、A 社に交付された B 社株式の価額について、法人税法上、配当等の額として取り扱われる部分の金額はない。
- ② C 社の令和 7 年 9 月 19 日の属する事業年度の法人税額の計算上、C 社における資産及び負債について、時価評価損益を損金の額又は益金の額に算入する。
- ③ A 社の消費税額の計算上、乙建物の賃料の額は、令和 7 課税期間の課税標準に含まれる。
- ④ A 社の令和 7 事業年度の法人税額の計算上、丙機械装置の時価 600 万円と帳簿価額 200 万円の差額 400 万円を損金の額に算入する。
- ⑤ P の令和 7 年分の所得税額の計算上、P が受領した返礼品については、一時所得の金額 30 万円の 2 分の 1 のみを総所得金額に算入する。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

(租 税 法)

(満点 100 点)

{ 第 1 問とあわせ }
{ 時 間 2 時間 }

第 2 問 (60 点)

第 2 問の解答に当たっての全般的注意事項

1. 問題文に記載のない事項は考慮しなくてよい。
2. 計算上生じた 1 円未満の端数は切り捨てなさい。
3. 解答は必ず答案用紙の指定された枠内に記入しなさい。

問題 1

普通法人である甲株式会社(以下「当社」という。)の当期(自令和 7 年 4 月 1 日 至令和 8 年 3 月 31 日)における法人税に関して、以下の[資料] 1. ～ 13. に基づき、次の[問] 1. ～ 4. に答えなさい。なお、特に指示されているものを除き、当期の納付すべき法人税額が最も少なくなるように計算しなさい。

[問]

1. 当社の所得金額の計算に際し、申告調整すべき金額を答案用紙の指示に従い答えなさい。加算すべき金額と減算すべき金額の解答に当たり、行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄にのみ 0 (ゼロ)を記入しなさい。
2. 当社の法人税額の計算に関して、[資料] 2. ①及び②の金額を答えなさい。
3. 当社の所得金額の計算に関して、[資料] 3. ①の金額を答えなさい。
4. 当社の利益積立金額の計算に関して、[資料] 4. ①の金額を答えなさい。なお、金額がマイナスの場合には金額の前に△を付しなさい。

令和 8 年論文式租税法

令和8年論文式租税法

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は、設立以来継続して適法に青色申告書を提出する内国法人で、玩具の製造販売業を営む非上場会社である。
- (2) 当社の発行済株式総数は 100,000 株であり、そのうち内国法人である A 株式会社(資本金の額は設立以来 57 億円であり、上場会社である。)が 60,000 株を、内国法人である B 株式会社(資本金の額は設立以来 100 億円であり、上場会社である。)が 40,000 株を、それぞれ所有している。なお、A 株式会社と B 株式会社の間に資本関係はない。
- (3) 当社の当期末における資本金の額は 100,000,000 円である。
- (4) 当社の前 3 事業年度の所得金額の平均額は 15 億円以下である。
- (5) 当社は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の経理処理として税抜方式を採用している。問題文中の取引金額は全て税抜金額である。
- (6) 問題文中の住民税は、道府県民税及び市町村民税であり、また、事業税等には特別法人事業税が含まれている。
- (7) 問題文中の源泉所得税等は、所得税及び復興特別所得税である。
- (8) 前期以前の税務申告について、申告調整は適法に行われている。
- (9) [資料] 2. 及び 3. において「***」と表記してある部分は、金額の記載を省略している。

2. 当期の法人税額の計算(別表一)の抜粋

(単位：円)

所得金額	292,966,843		
所得金額のうち中小法人等の年 800 万円相当額以下の金額(1,000 円未満切捨て)	***	左の 15 % 相当額	***
その他の所得金額(1,000 円未満切捨て)	①	左の 23.2 % 相当額	***
法人税額			***
控除した源泉所得税等の額			***
差引所得に対する法人税額(100 円未満切捨て)			②
中間申告分の法人税額			***
差引確定法人税額			***

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

3. 当期の所得の計算に関する明細書(別表四)の抜粋

(単位：円)

区分		総額
当期利益又は当期欠損の額		①
加算	***	***
	小計	***
減算	***	***
	小計	***
仮計		***

4. 当期の利益積立金額の計算に関する明細書(別表五(一))の抜粋(△はマイナスを意味する。)

(単位：円)

区分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引 翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
繰延税金資産	△ 26, 025, 405	(省略)		①

5. 当期の損益計算書の抜粋(△はマイナスを意味する。)

(単位：円)

税引前当期純利益	257, 362, 651
法人税、住民税及び事業税(注)	110, 694, 008
法人税等調整額	△ 12, 282, 620
当期純利益	98, 411, 388
	158, 951, 263

(注)[資料] 6. においては「法人税等」と表記する。

6. 租税公課に関する事項

(1) 当期の未払法人税等の増減及び残高は次のとおりである。

勘定科目	当期首残高	当期増加	当期減少	当期末残高
未払法人税等	32, 294, 000 円	94, 501, 500 円	32, 294, 000 円	94, 501, 500 円

(2) 当期に前期分の確定申告税額 32, 294, 000 円を納付した。その内訳は法人税及び地方法人税 20, 866, 400 円、住民税 2, 364, 800 円、事業税等 9, 062, 800 円であり、次の会計処理を行った。

(借) 未払法人税等 32, 294, 000 円 (貸) 現金預金 32, 294, 000 円

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

- (3) 当期に中間申告税額 16,146,900 円を納付した。その内訳は法人税及び地方法人税 10,433,200 円、住民税 1,182,400 円、事業税等 4,531,300 円であり、次の会計処理を行った。

(借) 法人税等 16,146,900 円 (貸) 現金預金 16,146,900 円

- (4) 当期末に当期分の確定申告による納税に備えるために未払法人税等 94,501,500 円を計上することとし、次の会計処理を行った。その内訳は、法人税及び地方法人税 63,812,000 円、住民税 6,018,000 円、事業税等 24,671,500 円である。

(借) 法人税等 94,501,500 円 (貸) 未払法人税等 94,501,500 円

- (5) 当期に受け取った預金利子及びそれに係る源泉所得税等について、次の会計処理を行った。

(借) 現金預金 252,258 円 (貸) 受取利息 297,866 円
法人税等 45,608 円

- (6) 上記(1)～(5)のほか、当期に租税公課(販売費及び一般管理費)として費用処理したものには次の①及び②が含まれている。なお、固定資産税は当期に賦課決定され、かつ支払ったものである。

- ① 固定資産税 5,570,100 円
② 不納付加算税 56,500 円

7. 役員及び使用人の給与に関する事項

- (1) 当社は、将来において使用人に対して支給すると見込まれる賞与のうち当期末までの期間に対応する分について見積もって賞与引当金を計上するため、また、前期末に計上した賞与引当金の全額を戻し入れるため、次の会計処理を行った。なお、当社は使用人に対して、1月から6月までを支給対象期間として7月に賞与を支払っている。

(借) 賞与引当金 54,600,000 円 (貸) 賞与引当金戻入益 54,600,000 円
(借) 賞与引当金繰入額 60,000,000 円 (貸) 賞与引当金 60,000,000 円

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

- (2) 当期における役員に対する給与の支給額は次の①及び②のとおりである。なお、当期に役員に対して支給された給与の金額は、株主総会で決議された支給限度額の範囲内であり、また、職務内容等に照らして適正額である。

① 月額給与(使用人分は含まれていない。)

氏名	支給額	支給額の内訳等
C 氏	18,000,000 円	C は前期以前から継続して代表取締役であったが当期 1 月 1 日に死亡した。当期 4 月から 12 月まで毎月 2,000,000 円が支給された。
D 氏	19,500,000 円	D は前期以前から継続して取締役であったが、C の死亡を受けて、当期 1 月に代表取締役に就任した。当期 4 月から 12 月まで毎月 1,500,000 円が支給され、代表取締役就任に伴い月額が変更されて 1 月から 3 月まで毎月 2,000,000 円が支給された。
E 氏	13,500,000 円	E は前期以前から継続して取締役であった。当期 4 月から 12 月まで毎月 1,000,000 円が支給され、業績好調により月額が変更されて 1 月から 3 月まで毎月 1,500,000 円が支給された。なお、当期中において E 氏の職務内容に変更はない。

(注)これらは全て当月分を当月 25 日に支給しており、損金経理している。

② ①以外の給与

当期中に D 氏及び E 氏に対して賞与(令和 7 年 6 月から令和 8 年 6 月までの職務執行期間に係るもの)を支給しており、これに関して、所轄税務署長に対して期限内に事前確定届出給与に関する届出書を提出している。その届出内容と実際の支給額は次のとおりである。

(届出内容)

D 氏	支給時期	令和 7 年 7 月 10 日	令和 8 年 1 月 10 日
	支給額	1,500,000 円	1,500,000 円
E 氏	支給時期	令和 7 年 7 月 10 日	令和 8 年 1 月 10 日
	支給額	500,000 円	500,000 円

(実際の支給時期と支給額)

D 氏	支給時期	令和 7 年 7 月 10 日	令和 8 年 1 月 10 日
	支給額	1,500,000 円	1,500,000 円
E 氏	支給時期	令和 7 年 7 月 10 日	令和 8 年 1 月 10 日
	支給額	500,000 円	2,000,000 円

(注)これらは全て損金経理している。

令和 8 年論文式租税法

8. 商品に関する事項

商品の正味売却価額が取得価額よりも下落している場合にその商品の正味売却価額をもって帳簿価額とし、差額を損金経理している。なお、当社は所轄税務署長に対して棚卸資産の評価方法の届出書を提出したことはない。

- (1) 当期末において商品評価損 18,210,000 円を計上するために次の会計処理を行った。その内訳は、台風に伴う高波により浸水してしまい販売不能となった商品に係るもの 12,000,000 円と、ある商品の過剰生産による値崩れに伴うもの 6,210,000 円である。

(借) 商品評価損 18,210,000 円 (貸) 商品 18,210,000 円

- (2) 前期末において計上していた商品評価損 3,755,500 円を当期首において戻し入れるため、次の会計処理を行った。なお、前期の法人税の所得の計算上、3,755,500 円の全額を加算調整しており、この商品評価損の対象となった商品は、当期中にその全てが販売されている。

(借) 商品 3,755,500 円 (貸) 商品評価損 3,755,500 円

9. 税務上の繰延資産に関する事項

- (1) 当社は、前期の令和 6 年 5 月 1 日に建物を賃借するための権利金 7,200,000 円を支払い、前期にその全額を損金経理した。この建物の賃貸借契約上、契約期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までであり、契約更新に際しては同額の権利金の支払いを要することとなっている。また、借家権の転売はできないことになっている。

- (2) 当社は、当期の令和 7 年 10 月 1 日にノウハウの提供を受ける契約の設定に際して一時金 1,800,000 円を支払い、その全額を損金経理した。この契約の有効期間は契約日から 3 年間であり、契約更新に際しては同額の一時金を支払うことになっている。また、ノウハウの使用料は別途支払っている。

10. 固定資産に関する事項

- (1) 前期以前より小売店舗が建っていた土地(取得価額 30,000,000 円)について、当期の令和 8 年 3 月に店舗を閉鎖して建物を取り壊し、更地にして遊休状態になったことから、減損損失 15,500,000 円を損金経理した。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

- (2) 前期の令和 6 年 4 月 1 日に事業供用した機械装置について、当期の令和 7 年 7 月 7 日に修理改良を行って即日完了して、その対価として 3,000,000 円(この金額は、高性能の部品への取替費用のうち通常取替に要する費用と認められる金額を超える部分の金額である。)を支払い、その全額を修繕費として損金経理した。なお、当社は所轄税務署長に対して減価償却資産の償却方法の届出書を提出したことはない。

(機械装置の内容)

取得価額	当期首の帳簿価額	当期償却費 (損金経理)	法定耐用年数
26,000,000 円	18,564,000 円	5,309,304 円	7 年

(償却率等)

法定耐用年数	定額法	定率法(200 % 定率法)		
		償却率	改定償却率	保証率
7 年	0.143	0.286	0.334	0.08680

- (3) 前期の令和 6 年 9 月 1 日に事業供用したノートパソコン 24 台(1 台あたり 180,000 円、合計 4,320,000 円)について、前期決算において取得価額相当額を損金経理するとともに、法人税の所得の計算上は一括償却資産として必要な申告調整を行った。当期の令和 7 年 6 月 30 日に、このうち 4 台を廃棄した。

11. 外貨建取引に関する事項

当期末における貸借対照表に計上されている資産及び負債には、次の外貨建てのものが含まれているが、期末において何らの為替換算も行っていない。なお、当社は所轄税務署長に対して外貨建資産等の期末換算方法等の届出書を提出したことはない。

区分	期末帳簿価額	満期又は支払期限
外国通貨	1,490,000 円(10,000 ドル)	—
外貨建定期預金	79,000,000 円(500,000 ドル)	令和 8 年 12 月 31 日
外貨建定期預金	79,000,000 円(500,000 ドル)	令和 9 年 12 月 31 日
外貨建借入金	30,400,000 円(200,000 ドル)	令和 10 年 9 月 29 日 (一括返済)

なお、これらの資産負債は全て当期中に取得又は発生したものであり、円換算額は取引日の為替レート(電信売買相場の仲値)で換算したものである。当期末の為替レート(電信売買相場の仲値)は 1 ドル 161 円である。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

12. 交際費等に関する事項

当期に支出した租税特別措置法第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 第 6 項に規定する交際費等の額は 9,723,560 円であり、全て損金経理している。なお、この中には接待飲食費(同項参照)が 5,312,000 円含まれている。

13. 税効果会計に関する事項

当期末において次の会計処理を行った。

(借) 繰延税金資産 12,282,620 円 (貸) 法人税等調整額 12,282,620 円

問題 2 次の〔問〕 1. 及び 2. に答えなさい。

〔問〕

1. 普通法人である乙株式会社(以下「当社」という。)の当期(自令和 7 年 4 月 1 日 至令和 8 年 3 月 31 日)における法人税に関して、次の〔資料〕に基づき、当社の所得金額の計算に際し、申告調整すべき金額を答案用紙の指示に従い答えなさい。加算すべき金額と減算すべき金額の解答に当たり、行ごとに加算すべき金額と減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入し、加算すべき金額と減算すべき金額がともに生じないときは、加算すべき金額の欄にのみ 0 (ゼロ) を記入しなさい。

〔資料〕

当社は、当期において次の金額を租税公課として損金経理している。なお、当社は消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の経理処理として税抜方式を採用しており、当期における消費税法に規定する課税売上割合は 71 % である。また、当社の当期末の資本金の額は 120,000,000 円である。

当期分消費税額等(控除対象外消費税額等に当たる。) 36,943,000 円

(内訳)

棚卸資産に係るもの	17,800,000 円
建物附属設備 F に係るもの	660,000 円
器具備品 G に係るもの	152,000 円
資産ではなく経費に係るもの	18,331,000 円(注)

(注) この中には租税特別措置法第 61 条の 4 (交際費等の損金不算入) 第 6 項に規定する交際費等の額であって接待飲食費に当たらないものに係る当期分消費税額等が 180,000 円含まれている。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

2. 普通法人である丙株式会社(以下「当社」という。)の当期(自令和 7 年 4 月 1 日 至令和 8 年 3 月 31 日)における法人税に関して、次の[資料]に基づき、当社の所得金額の計算に際し、法人税法第 24 条第 1 項により配当とみなされる金額を答えなさい。

[資料]

当社は、前期以前から業務提携先であった H 株式会社の株式を所有していたが、当期に H 株式会社が解散し、残余財産の分配を受けた。H 株式会社、行われた残余財産の分配及び当社が所有していた H 株式会社の株式に関する情報は次の(1)～(3)のとおりである。

(1) H 株式会社の残余財産の分配の直前の状況

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① 資本金等の額 | 30,000,000 円 |
| ② 発行済株式総数 | 1,000 株(全て普通株式である。) |

(2) 残余財産の分配の状況

- | | |
|-----------|--------------|
| ① 残余財産の種類 | 現金 |
| ② 残余財産の総額 | 52,000,000 円 |

(3) 当社が所有していた H 株式会社の株式の状況

- | | |
|---------|-------------|
| ① 帳簿価額 | 1,150,000 円 |
| ② 所有株式数 | 30 株 |

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

問題 3

居住者である甲の令和 7 年分の所得税の計算について、以下の[資料] 1. ～ 5. に基づき、次の[問]に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、特に指示されているものを除き、当年分の納付すべき所得税額が最も少なくなるように計算しなさい。

[問]

甲の所得について次の 1. ～ 5. を答えなさい。なお、金額がマイナスの場合には金額の前に△を付しなさい。

1. 不動産所得に係る(1)総収入金額及び(2)必要経費の金額
2. 給与所得の金額
3. (1)譲渡所得の金額及び(2)譲渡所得の基因となった資産の取得費の金額
4. (1)一時所得の金額及び(2)一時所得の特別控除額
5. 雑所得の金額

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 甲は、内国法人である I 株式会社の代表取締役であり、同社から役員報酬の支払いを受けている。
- (2) 甲は、日本国内に賃貸用アパートを所有し、賃貸の用に供している。
- (3) 甲に親族はなく、また、甲は特別障害者でもない。
- (4) 消費税及び地方消費税については考慮しない。
- (5) 給与、報酬・料金等、配当等で所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の対象になるものについて、問題文中の金額は、全て所得税及び復興特別所得税を控除する前の金額である。

2. 甲の所有不動産に関する事項

- (1) 甲は、以前からアパート(2 部屋)を貸付けの用に供している。令和 7 年中の収支の状況は次の①～④のとおりである。なお、甲は、開業以来、青色申告の承認を受けておらず、減価償却資産の償却方法の届出もしていない。
 - ① 家賃収入は 3,744,000 円だった。なお、当月分の家賃を当月末までに受け取ることにしている。
 - ② 令和 7 年中に入居した者から敷金 360,000 円を受け取った。なお、敷金の 50 % を退去時に返金することが賃貸借契約に定められている。
 - ③ アパートの減価償却に関する資料は次のとおりである。なお、アパートは取得と同時に事業の用に供している。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

(建物の内容)

種類	取得年月	取得価額	法定耐用年数
建物	令和 2 年 4 月	67, 000, 000 円	27 年

(償却率等)

法定耐用年数	定額法	定率法(200 % 定率法)		
		償却率	改定償却率	保証率
27 年	0. 038	0. 074	0. 077	0. 02624

④ 令和 7 年中の入居者の退去に伴う清掃費用 220, 000 円, アパートに係る固定資産税 420, 000 円を支払った。

(2) 甲は, 以前から所有していた遊休の土地(更地であった。)を不動産業者に売却するため, 令和 7 年 2 月 1 日に不動産売買契約を締結し, 同日に手付金 3, 000, 000 円を受け取った。しかし, 買主の都合により同年 4 月 30 日にその契約が解除され, 先に受け取った手付金を違約金としてそのまま受け取るようになった。

3. 甲の給与等に関する事項

(1) 甲が令和 7 年中に I 株式会社から受け取った金銭は次のとおりである。

1 月から 12 月までに受け取った役員報酬 12, 000, 000 円
 自宅からの電車通勤に係る通勤手当 89, 880 円

なお, これは最も経済的かつ合理的な通勤経路及び方法による定期乗車券の価額である。

出張手当 180, 000 円

なお, これは業務上の出張の往復交通費及び宿泊代として支給されたもので, 通常必要と認められるものであり, 実際に要した金額は 162, 000 円である。

(2) 給与所得控除額(所得税法第 28 条第 3 項参照)については次の表を参照すること。

給与等の収入金額		給与所得控除額
1, 900, 000 円まで		650, 000 円
1, 900, 001 円から	3, 600, 000 円まで	収入金額 $\times$ 30 % + 80, 000 円
3, 600, 001 円から	6, 600, 000 円まで	収入金額 $\times$ 20 % + 440, 000 円
6, 600, 001 円から	8, 500, 000 円まで	収入金額 $\times$ 10 % + 1, 100, 000 円
8, 500, 001 円以上		1, 950, 000 円

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

4. 甲の所有株式に関する事項

- (1) 甲は、令和 4 年 11 月に J 社株式(非上場株式)を 2,000,000 円で、K 社株式(非上場株式)を 4,500,000 円で、それぞれ取得した。
- (2) 甲は、I 株式会社に対して令和 7 年 10 月 1 日に J 社株式の全てを贈与し、また、I 株式会社の取引先である L 株式会社に対して令和 7 年 11 月 28 日に K 社株式の全てを 4,000,000 円で売却した。
- (3) J 社株式の贈与の日の直前に行われた売買の事例(適正な価額で行われたものと認められる。)における価額は 6,720,000 円であり、K 社株式の売却の日の直前に行われた売買の事例(適正な価額で行われたものと認められる。)における価額は 6,000,000 円であった。

5. 上記 2. ～ 4. 以外の甲の令和 7 年中の収入等に関する事項

- (1) 甲は、私用で車を運転中にタクシーに追突され、けがをした。そのため、タクシー会社からけがの治療費及び慰謝料として 200,000 円を受け取った。なお、治療のために実際に要した金額は 100,000 円であった。
- (2) 甲は、令和 7 年 7 月 1 日に友人に対して 3,000,000 円を貸し付け、同年 12 月 31 日に元本の返済を受けるとともに、利息 60,000 円を受け取った。
- (3) 甲は、自己の趣味について、2 回だけ雑誌に寄稿したことに伴う原稿料 70,000 円を受け取った。なお、その原稿を書くために 20,000 円の経費を支払った。
- (4) 甲は、過年分の所得税の還付金 500,000 円及びこれに係る還付加算金 1,100 円を受け取った。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

問題 4

次の〔問〕 1. 及び 2. に答えなさい。なお、金額がマイナスの場合には金額の前に△を付しなさい。

〔問〕

1. 居住者である乙の令和 7 年分の所得税の計算について、乙の所得の状況が次の〔資料〕のとおりである場合に、乙の令和 7 年分の総所得金額を答えなさい。

〔資料〕

- | | |
|--|-----------------|
| (1) 不動産所得の金額 | △ 2, 000, 000 円 |
| 当年中に従来から所有していた土地の上に建てた賃貸用アパートの貸付けによるものである。なお、土地を取得するために借入をした事実はない。 | |
| (2) 事業所得の金額 | 12, 000, 000 円 |
| (3) 給与所得の金額 | 6, 500, 000 円 |
| (4) 譲渡所得の金額 | △ 550, 000 円 |
| なお、上記の損失の内訳は、上場株式等の譲渡に係るもの△ 350, 000 円及び事業用の車両の譲渡に係るもの△ 200, 000 円である。 | |
| (5) 雑所得の金額 | △ 870, 000 円 |

2. 居住者である丙の令和 7 年分の所得税について、丙の所得等の状況が次の〔資料〕のとおりである場合に、丙の令和 7 年分の所得税の額から控除することができる外国税額控除の控除限度額を答えなさい。なお、租税条約について考慮する必要はない。

〔資料〕

- | | |
|---|----------------|
| (1) 給与所得の金額 | 10, 000, 000 円 |
| (2) 外国法人(非上場会社)からの剰余金の配当 | 700, 000 円 |
| なお、国外で発行された株式に係るものであり、国内の支払の取扱者を經由して支払いを受けている。上記の金額は、外国所得税額 70, 000 円、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 128, 646 円を控除する前の金額である。 | |
| (3) 所得税額 | 974, 000 円 |

令和 8 年論文式租税法

問題 5

衣料品の販売業を営む甲株式会社(以下「当社」という。)の当課税期間(自令和 7 年 4 月 1 日 至令和 8 年 3 月 31 日)における納付すべき消費税額の計算に関して、以下の[資料] 1. ～ 3. に基づき、次の[問]に答えなさい。なお、複数の計算方法があるものについては、当課税期間の納付すべき消費税額が最も少なくなる方法により計算するものとする。

[問] 次の 1. ～ 8. の金額を答えなさい。

1. 課税標準額に対する消費税額

解答に当たり、課税標準額の千円未満の端数は切り捨てること。

2. 課税売上割合の計算式の分子の金額

3. 課税売上割合の計算式の分母の金額

4. 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額

5. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

6. 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

7. 一括比例配分方式による控除対象仕入税額

ただし、解答に当たり課税売上割合は上記[問] 1. ～ 3. の計算結果にかかわらず 95 % とし
て計算すること。なお、計算結果に端数が生じる場合は円未満を切り捨てること。

8. 個別対応方式による控除対象仕入税額

ただし、解答に当たり課税売上割合は上記[問] 1. ～ 3. の計算結果にかかわらず 95 % とし
て計算すること。なお、計算結果に端数が生じる場合は円未満を切り捨てること。

[資料]

1. 全般的な事項及び注意事項

- (1) 当社は国内に本店を置く株式会社で、設立以来消費税の課税事業者である。なお、海外支店は有していない。
- (2) 当社の適格請求書発行事業者の登録日は、令和 5 年 10 月 1 日である。
- (3) 当社の税額計算は、売上税額及び仕入税額ともに割戻し計算によるものとする。
- (4) 問題文中の課税取引に係る金額は、特に説明があるものを除き、消費税等の額(消費税及び地方消費税の合計額)を含んだ金額である。
- (5) 課税取引に適用される消費税及び地方消費税の合計の税率は 10 % (うち、国税である消費税の税率は 7.8 %)である。
- (6) 当社が当課税期間中に行った課税仕入れ等については、特に説明があるものを除き、仕入税額控除の要件を満たしている。また、輸出取引等は、輸出取引であることにつき財務省令で定

令和 8 年論文式租税法

令和8年論文式租税法

めるところにより証明されたものである。

- (7) 課税仕入れについて、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。
- (8) 当課税期間における納付すべき消費税額の計算に際して必要な情報は、[資料] 2. 及び 3. で網羅されている。

2. 当社の当課税期間(事業年度)の損益計算書の内容(抜粋)は次のとおりである。

(単位：円)	
売上高	3,933,190,800
...	
当期仕入高	3,163,194,100
...	
給与	429,000,000
法定福利費	64,900,000
旅費交通費	4,048,000
運賃	80,787,300
賃借料	39,600,000
租税公課	506,000
寄付金	121,000
その他の販管費	91,817,000
...	
受取利息	1,881,000
受取配当金	220,000
...	

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

3. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は次のとおりである。

- (1) 「売上高」の内訳は次の①及び②のとおりである。
- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 国内の事業者に対する商品の売上高 | 3,603,190,800 円 |
| ② 海外の事業者に対する輸出売上高 | 330,000,000 円 |
- (2) 「当期仕入高」は全て国内における課税仕入れに該当する。
- (3) 「給与」は全て役員及び従業員に対する給与であり、「法定福利費」は全て社会保険料の当社負担分である。
- (4) 「旅費交通費」の内訳は次の①～③のとおりである。
- | |
|--|
| ① 本社経理部から国内の支店へ経理内容の確認のために国内で出張したことに要した国内線航空券代 440,000 円及び国内ホテル代 418,000 円 |
| ② 本社営業部から海外取引先との商談のために海外に出張したことに要した国際線航空券代 682,000 円及び海外ホテル代 759,000 円 |
| ③ 通勤手当 1,749,000 円。なお、これは役員及び従業員に対する通勤定期代の支給額であり、課税仕入れとなるものは全て共通課税仕入れに当たる。 |
- (5) 「運賃」の中には、日本に本店が所在する海運会社に委託した輸出商品の国外の港の間の運賃 8,800,000 円が含まれており、これ以外は全て課税仕入れに当たり課税資産の譲渡等によりのみ要するものである。
- (6) 「賃借料」は、全て本社が入居するオフィスビルの賃料である。
- (7) 「租税公課」には交通反則金 66,000 円が含まれ、その他は全て印紙税及び固定資産税である。
- (8) 「寄付金」は、全て神社に支払った祈祷料である。
- (9) 「その他の販管費」のうち、課税仕入れに当たるのは 58,817,000 円であり、そのうち課税資産の譲渡等によりのみ要するものは 2,717,000 円である。
- (10) 「受取利息」は、国内金融機関からの預金利息 11,000 円と、国内の子会社に対する貸付金に係る利息 1,870,000 円の合計である。また、「受取配当金」は、全て内国法人の株式に係るものである。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

問題 6

消費税について、次の〔問〕 1. 及び 2. に答えなさい。なお、該当する取引が存在しない場合には、解答欄に 0 (ゼロ) を記入しなさい。

〔問〕

1. 日本国内に事業所を有する事業者である乙株式会社の当課税期間(自令和 7 年 4 月 1 日 至令和 8 年 3 月 31 日)において、乙株式会社が国内で行った次の(1)～(6)の資産の譲渡等のうち消費税を課さないこととされているものの対価の額を合計して答えなさい。
 - (1) 不動産業者に対して土地を譲渡し、その対価として 330,000,000 円を受け取った。
 - (2) ゴルフ会員権買取り業者に対してゴルフ場利用株式を譲渡し、その対価として 770,000 円を受け取った。
 - (3) ファクタリング業者に対して売上債権を譲渡し、その対価として 12,100,000 円を受け取った。
 - (4) 顧客に対して商品券を売却し、その対価として 3,663,000 円を受け取った。
 - (5) 顧客に対して小学校用の制服を販売し、その対価として 1,551,000 円を受け取った。
 - (6) 自社の役員及び従業員に対して保養所を利用させ、その対価として 330,000 円を受け取った。
2. 日本国内に事業所を有する事業者である丙株式会社の当課税期間(自令和 7 年 4 月 1 日 至令和 8 年 3 月 31 日)において、丙株式会社が国内で行った次の(1)～(3)の取引に関する情報から、それぞれの取引について消費税を課すこととされているものの対価の額(消費税及び地方消費税を含んだ金額)を答えなさい。
 - (1) 資本関係のない同業他社である M 株式会社に対して、自社のある事業部門を事業譲渡により譲渡して、その対価として 880,000,000 円を受け取った。事業譲渡により譲渡したのは土地(譲渡時の価額 462,000,000 円)、建物(譲渡時の価額 220,000,000 円)及び営業権(譲渡時の価額 198,000,000 円)であった。
 - (2) 分割型会社分割により、自社のある事業部門に係る土地(分割時の価額 253,000,000 円)と建物(分割時の価額 121,000,000 円)を分割し、新たに N 株式会社を設立して、その株式の交付を受けた。
 - (3) 自社製品の製造委託先である O 株式会社に対して、機械装置を現物出資し、O 株式会社の発行済株式総数の 5 % に当たる株式(現物出資時の価額 55,000,000 円)を取得した。

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法

令和 8 年論文式租税法